

トータルコンサルティングオフィス

# 税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平 本 祐 一

事務所 水戸市宮町 2-3-102  
 〒 310-0015 梅善ビル 2・3 階  
 TEL 029(226)0865 FAX 029(226)0793  
 E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp  
<http://hiramoto-office.com/>

## 税理士の独り言

深く恥じ入りました。人の心は弱く、そしてこれほど強いものなのかな。たった一日違いの浅田真央の演技がメダルより大切なものの、自分を信じ続けることが大きな力になることを教えてくれました。

自分の個性を磨き、置かれている立場や環境の中で、その個性をバランス良く活かし、他人の意見や言葉に惑わされず、常に自分の中に答えを見つけなければなりません。成功者と言われる人を真似ても成功者にはなれません。失敗に負けずに歩み続けた結果、たどり着いたものであり、その人の個性が作り上げたものだからです。

## 私の書棚より

○ジャーナリズムでもっとも大事なのは「一人ひとりの記者自身が自分の頭でモノを考え、取材対象に迫っているか」という点である。それを失ってしまったら、記者は記者でなく単なる伝達係になってしまいます。

○記者たちは読者のニーズを最優先で考えているか。「読者が何を面白いと思うか」を徹底的に考えているか。読者、視聴者を抜きにジャーナリズムは成立しない。2020年を前に、とりわけ新聞は自己革新を迫られている。

「2020年新聞は生き残れるか」  
長谷川幸洋著 講談社

## 税務アンテナ

□財産を取得し、これを家族名義にしたり財産の名義変更が行われた場合には、原則として贈与として取り扱われます。

ただし、名義人となった者が、その事実を知らなかつたことを客観的に確認できる場合や、過誤に基づいて行われたことが、取得者の年齢、使用収益の状況等により確認できる場合には、最初の贈与税の申告若しくは決定又は更正の日前に、本来の取得者等の名義とした時に限り、贈与がなかったものとして取り扱われます。

また、配偶者や三親等内の親族以外への名義変更であれば、それが強制執行等を免れるためであり、かつ、その行為がやむを得ないと認められる場合であれば、贈与がなかったものとして取り扱われます。

□研修旅行や海外渡航費が会社の業務を行うため直接必要な場合には、旅費として損金の額に算入できますが、直接必要でない場合には、その役員又は使用人に対する給与として課税され、役員の場合には、役員賞与として損金の額にも算入できません。

同業者団体主催の観光旅行を目的とした団体旅行や旅行斡旋業者などが主催する団体旅行、観光渡航の許可をもらい海外で行う研修旅行は、原則として、業務の遂行上必要な旅費とは認められません。

税務に関するご質問をお受けしております。  
お気軽にお問い合わせ下さい。

## 4月の税務スケジュール

10日	○3月分の源泉所得税の納付
15日	○給与所得者異動届出
30日	○公共法人等の住民税均等割申告 ○2月決算法人の確定申告 ○8月決算法人の中間申告 (予定申告)

30日	○5月、8月、11月決算 法人の消費税中間申告 ○4月決算法人の消費税各種選択届出書提出
-----	---

今月の贈る言葉『学ぶ心さえあればすべてが我が師となる』 by 吉田忠雄